

日本脳腫瘍病理学会 COI 自己申告書

<日本脳神経外科学会会員でない方用>

1. 氏名（和文表記） _____

2. 氏名（英文表記） _____

3. あなたは日本脳腫瘍病理学会の会員ですか。

Yes No

Yes, No のいずれの場合でも、4 にお答えください。

なお、No の方で、本学会が行う学術総会，教育講演会，および市民公開講座などで発表を行う筆頭演者は、日本脳腫瘍病理学会の会員である必要がありますので、発表前に別途会員申し込みをお願い申し上げます。

4. あなたは社団法人日本脳神経外科学会の会員ではありませんね。

■Yes

日本脳神経外科学会会員の方は、本申告書を作成・提出は不要です。日本脳神経外科学会に対し COI 自己申告を行って下さい。

Yes の方は、以下の項目についてお答えください。（日本病理学会等の会員の方におかれましても、日本脳神経外科学会会員でない場合は以下の申告書作成をお願い致します。）

5. あなた自身は昨年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに 1 年間において、以下の①～⑥の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？

Yes No ※いずれかひとつにチェックしてください

Yes の方は自己申告書（別紙 1）の提出が必要です。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職：申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上
- ② 株の所有：申告基準：単一の企業についての 1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が 100 万円以上の場合，あるいは当該全株式の 5%以上を所有
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料：申告基準：1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上
- ④ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）：申告基準：単一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計 100 万円以上
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料：申告基準：単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費：申告基準
 - 単一の臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上
 - 単一の企業・団体から，1 名の研究代表者に支払われた奨学寄付金（奨励寄付金）の総額が年間 200 万円以上

6. あなたの家族（本項では配偶者・一親等以内の親族，あるいは収入・財産を共有する方を指す。なお，家族が複数存在する場合は合算した収入をもって自己申告基準に該当するかどうかを判断する。）は昨年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間において、以下の①～③の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？

Yes No ※いずれかひとつにチェックしてください

Yes の方は自己申告書（別紙 2）の提出が必要です。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職：申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上
- ② 株の所有：申告基準：単一の企業についての 1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が 100 万円以上の場合，あるいは当該全株式の 5%以上の所有
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料：申告基準：1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上